

○ 公 告

次のとおり入札参加希望者を公募する。

令和 7 年 7 月 1 日

愛媛県南予地方局長 大崎 陳洋

1 工 事 概 要

(1) 工 事 名

山堰改（改）第 7 号の 1 山財ダム 堰堤改良工事

(2) 工 事 内 容

本工事は、山財ダム管理設備のうちエレベーターの修繕を行うものである。

(3) 履 行 期 間

工事請負契約の成立の日の翌日から令和 8 年 3 月 25 日まで

2 入 札 参 加 者 に 必 要 な 資 格

愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和 39 年 7 月愛媛県告示第 607 号）第 4 条第 1 項の規定により建設工事入札参加資格審査申請書を提出している者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないことを含む。）
- (2) 入札参加申請書の受付初日から開札までの期間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和 63 年 8 月 1 日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること（共同企業体の場合は、入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。）。
- (5) 建設業の許可業種「機械器具設置工事業」について、「一般建設業」又は「特定建設業」の許可（一般建設業の場合

は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項第1号に掲げる者、特定建設業の場合は、同項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。以下同じ。）を受けている者であること。

- (6) 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（その審査基準日が開札日から起算して過去1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。）を受けた者であること。
- (7) 建設業者格付け事務取扱要領（平成11年4月1日制定）第5条の規定による建設業者格付け結果通知（開札日において効力を有する直近の格付けに係るもの。）の格付け業種「機械器具設置工事」について、格付け等級が「B等級」以上の者であること。
- (8) 前年度又は前々年度に完成した愛媛県総務部（財産活用推進課に限る。）、農林水産部及び土木部発注の格付け業種に係る工事成績評定点（完成検査後に修正があった工事については、修正後の工事成績評定点とする。以下同じ。）の前年度の平均点数又は前々年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。
- (9) 開札日から起算して過去15年間に、国又は地方公共団体が発注した工事のうち、機械器具設置工（エレベーター設備の設置、改修又は修繕）の施工実績を有する者であること。
- (10) (9)に規定する工事については、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事成績情報システム（コリンズ）に登録されたもののうち、工事が完成して引渡しが完了した1件工事であること（工事の一部が完成して引渡しが完了している場合は、当該工事の発注者が発行する証明書によることができる。）。

なお、当該工事が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県総務部（財産活用推進課に限る。）、農林水産部及び土木部発注の格付け業種に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

- (11) 次の要件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を専任（法第26条第3項の規定に基づき、請負予定金額が4,500万円未満の場合は技術者の専任及びウに掲げる要件は不要とする。以下同じ。）で配置することができる者であること。ただし、法第26条第3項第1号又は第2号に規定する監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、専任での配置を要しない。

- ア 「機械器具設置工事業」に関して法第7条第2号イ、
ロ若しくはハ又は同第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者であること。
- イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（機械器具設置工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習終了証（監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼り付けられている者は不要）を有する者であること。
- ウ 開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。
- (12) 次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適用されない者を除く。）でないこと。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- (13) 入札に参加する者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者でないこと。
- ア 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
- イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者
- ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者
- (14) 愛媛県電子入札システムに利用者登録を完了している者であること。

3 入札参加者を選定するための項目

- (1) 基本事項の確認
- (2) 施工実績
- (3) 配置予定技術者の資格

4 手続等

- (1) 担当部局
愛媛県南予地方局出納室
〒798-8511
愛媛県宇和島市天神町7番1号

電話（０８９５）２８－６１４９

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和７年７月１日（火）から令和７年７月１７日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時１５分までをいう。以下同じ。）

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料で交付する。

エ その他

説明書については、県ホームページにも掲載する。

(3) 入札参加申請書の受付期間並びに提出の場所及び方法

ア 受付期間

令和７年７月１５日（火）から７月１７日（木）までの執務時間中

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるもののうち配達記録が残るものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による書面は受け付けない。

(4) 公募に関する質問回答

ア この公募等について質問がある場合には、質問事項を記載した書面を令和７年７月７日（月）午後５時までに(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。電送による書面は受け付けない。

なお、質問事項を記載した書面においては、質問者を特定できる内容を記載しないこと。

イ 提出された質問に対する回答は、令和７年７月１０日（木）から令和７年７月１４日（月）まで(1)に掲げる場所にて閲覧に供する。

5 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県南予地方局出納室

〒７９８－８５１１

愛媛県宇和島市天神町７番１号

電話（０８９５）２８－６１４９

(2) その他

詳細は説明書による。